

平成27年3月16日  
事務連絡

東京都都市整備局市街地建築部 建設業課

建設業許可の事務取扱いについて（顧問・相談役）

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律が、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定であり、その施行上の取り扱い方について、平成27年1月30日付「建設業許可事務ガイドラインの改正について」に基づき、東京都で「建設業許可申請・変更の手引（平成27年度）」（以下 手引）を発行しております。

本年3月16日に国土交通省土地・建設産業局建設業課において、今般の改正法の目的や申請者の負担増等を総合的に勘案した結果、一部事務取扱方法を変更したことから、手引との相違点が発生したため、お知らせ致します。

1. 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書について（様式第十二号）について（手引 P37）

「顧問」及び「相談役」については、「株主等」と同様、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととする。

2. 登記事項証明書等（規則第4条第1項第5号及び第6号）について  
（手引 P16,54,64）

「顧問」及び「相談役」については、「株主等」と同様、「登記事項証明書」及び「市町村の長の証明書」の提出を求めないこととする。

（問い合わせ先）

東京都都市整備局市街地建築部建設業課  
審査係長 簾 （直通）03-5388-3353